

不当な取引行為の禁止（第3章第3節）

【条例第21条】

事業者は、消費者との取引に当たっては、次の「不当な取引行為」を行ってはならない。

【条例第20条第1項第1号】

- 消費者を訪問して、消費者の意に反し、又は消費者に拒絶の意思表示の機会を明示的に与えることなく、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 電話、ファクシミリ、電子メール、携帯電話メールなどを利用して、消費者の意に反し、又は消費者に拒絶の意思表示の機会を明示的に与えることなく、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

【条例第20条第1項第2号】

- 消費者の知識・経験・財産の状況などに照らして不適当な契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

【条例第20条第1項第3号】

- 消費者に対し、販売の意図を隠して接近して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 消費者に対し、商品やサービスの品質などに関する重要な情報を提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 消費者に対し、誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 消費者に対し、将来における不確実なことについて断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

【条例第20条第1項第4号】

- 消費者を威迫して困惑させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 消費者を心理的に不安な状態や正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

【条例第20条第1項第5号】

- 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

【条例第20条第1項第6号】

- 消費者やその関係人を欺き、威迫して困惑させるなど不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させること。

【条例第20条第1項第7号】

- 契約に基づく債務について、完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対して適切な処理をしないこと。
- 契約に基づく債務について、履行を不当に拒否したり、履行をいたすに遅延させること。
- 継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更したり、消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

【条例第20条第1項第8号】

- 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、解約の解除・取り消しの申出、契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立・存続を強要すること。
- 契約の申込みの撤回、契約の解除・取消し、契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否したり、いたすに遅延させること。

【条例第20条第1項第9号】

- 商品・サービスを販売する事業者やその取次店など実質的な販売行為を行う者からの商品・サービスの購入を条件や原因として信用の供与をする契約や保証を受諾する契約（以下「与信契約等」）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又はこれを締結させること。
- 消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫ったり、当該債務の履行をさせること。

消費者が被害にあわないためには、日ごろから情報を収集し必要な知識を修得して、自主的で合理的な行動をとることができる「かしこい消費者」になることが大切です。

おかしい、こまったと思ったら相談を！

千葉県消費者センター 〒273-0014 船橋市高瀬町66-18
消費生活相談 047-434-0999
個人情報保護相談 047-431-3827
受付時間 月～金 9:30～12:00 13:00～16:00
(土・日曜・祝日・年末年始はお休み)

★ お近くの市町村の消費生活相談窓口もご利用ください。

連絡先等は、ホームページに掲載されています。

URL http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_kenmin/customer/center/soudan/sityoson.html

条例についてのお問い合わせは

千葉県 環境生活部 県民生活課 消費者行政推進室 電話 043-223-2292

● 条例の条文など、詳細については、ホームページをご覧ください。

URL http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_kenmin/customer/hourei/jourei2007.html